

認定こども園入園のご案内

【令和8年度 我孫子市】



手賀沼のうなぎちゃん
©我孫子市 2012

目次

1 認定こども園について	3 副食費の免除について P5
（1）認定こども園とは P1	4 入園手続きの流れについて P7
（2）教育・保育給付認定について . . P2	5 教育・保育給付支給認定の申請書類について . . P8
2 保育の必要性について	6 認定の変更について P9
（1）保育を必要とする事由 P3	7 支給認定証について P10
（2）保育の必要量 P4	8 こんなときは手続きをしてください P10
（3）事由ごとの認定期間 P4	9 よくある質問 P12

〔問い合わせ先〕

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 西別館2階

我孫子市役所 保育課 入園・認定係

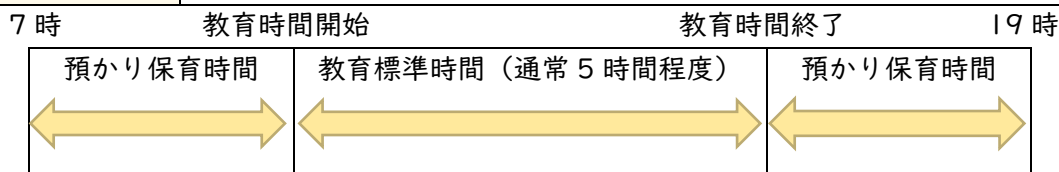
電話：04-7185-1490

I 認定こども園について

(1) 認定こども園とは

幼稚園と保育園の両方の機能を有する施設です。3歳以上の子どもについては、幼稚園利用対象の子ども（教育（1号）認定 以下1号認定とする）と、保育園利用対象の子ども（保育（2号）認定 以下2号認定とする）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。在園中に保護者の就労状況等が変わっても、認定を変更することにより通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

入園可能な方	保護者の就労の有無やお住まいの市区町村にかかわらず、3歳児（令和3年4月2日生以降）から小学校就学前の幼児が入園可能です。 満3歳児（※）から入園することもできます。 ただし、入園可能な時期は各園によって異なる場合があります。 ※ 3歳に達した幼児が、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園するものです。
標準的な教育時間	4～5時間を標準として各園が決めます。 2号認定の保育時間は、保護者の保育を必要とする事由に応じて必要な範囲で認定します。
預かり保育	教育時間前後に園児を保育する制度があります。（有料） 3歳児以上の2号認定は、教育時間前後の保育は原則無償となります。



我孫子市内の認定こども園はすべて私立園で、以下の2種類があります。

- ・幼稚園型認定こども園
- ・幼保連携型認定こども園

幼稚園型認定こども園（教育認定、保育認定）及び、幼保連携型認定こども園の教育認定を希望する場合は、直接施設への申し込みになります。

幼保連携型認定こども園の保育認定を希望される方は申し込み方法が異なりますので、「**保育園等入園のご案内**」をご覧ください。

給食の提供	2号認定は給食を提供します。1号認定は各園によります。
送迎	我孫子市内の幼稚園型認定こども園は、全園教育時間に合わせて送迎を行う通園バスがあります。保護者が、直接園への送り迎えをすることも可能です。 （教育時間前後の保育を利用した場合は、保護者の送迎が必要です。）
利用料	利用者負担額（保育料）は原則無償です。※ 利用者負担額以外の通園送迎費、給食費、行事費等は保護者負担です。

※ 令和8年4月2日以降に3歳になるお子さん（満3歳児）で2号認定（非課税世帯は除く）の方は、保育認定の保育料月額表に基づいた利用者負担額がかかります。（3歳になった翌4月1日からが無償となります。）

(2) 教育・保育給付認定について

認定こども園をご利用いただくには、お住まいの市区町村から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定申請をすることにより、「子どものための教育・保育支給認定証」が交付されます。

教育・保育給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下の認定区分があります。

教育・保育給付認定区分	年齢	希望・世帯状況要件	保育料無償化対象(※)	認定される利用時間	認定期間
1号認定(教育)	満3歳～ 小学校就学前	教育を希望	◎①	教育標準時間	卒園までの期間
2号認定(保育)	3歳児(年少)～ 小学校就学前	教育時間前後の保育も希望	◎②	保育短時間 又は 保育標準時間	4ページ(3)事由ごとの認定期間参照。 ※認定後、一定期間ごとに保育の必要性の継続について確認書類の提出が必要となります。
	満3歳～ 満3歳以降最初の 3月31日までの間	非課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望	◎③		
		課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望	✕④	※4ページ(2)保育の必要量参照	

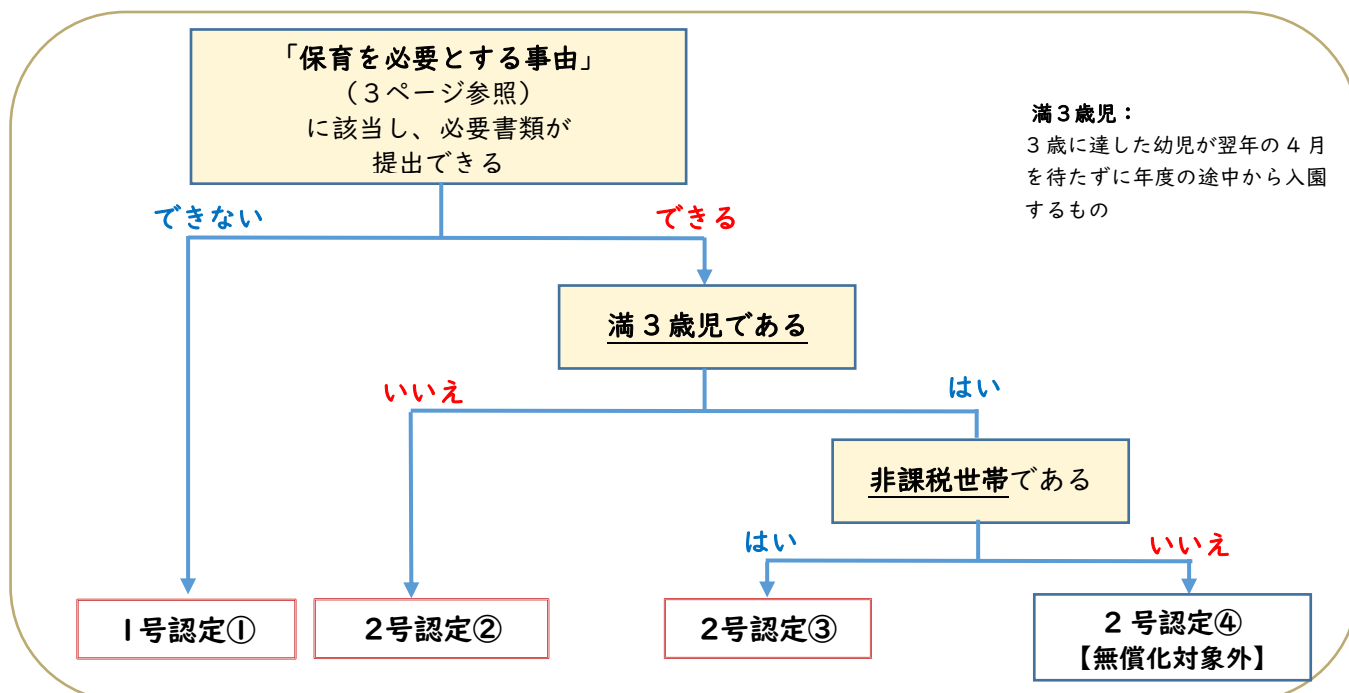
(※) 保育料無償化対象の①～④は、下図フローチャートの①～④に該当します。

教育のみを希望する場合は1号認定に該当します。

教育に併せて保育も希望する場合は、該当する認定区分を以下のフローチャートでご確認ください。

※ 保育も希望される場合、保護者(父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母)全員が3ページ(1)「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

※ 保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、必要書類が提出できる場合であっても、保育の必要がないとご家庭で判断する場合は、1号認定を申請してください。



2 保育の必要性について

(1) 保育を必要とする事由

対象者：父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母

事 由	要 件	必 要 書 類
① 就労	月64時間以上の 就労をしていること ※休憩時間は含まない	就労証明書（証明日から <u>6か月</u> 以内のもの）*㊦ 次に該当する場合は上記に加えて下記いずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他 自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉
② 妊娠・出産	産前産後（妊娠・出産） 期間であること	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出してください。
③ 疾病・障害	保護者の病気や怪我、又は 精神や身体に障害があること	診断書（証明日から <u>6か月</u> 以内のもの）（*㊦）又は 障害者手帳 等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の写し（交 付を受けた方のみ）
④ 介護・看護	同居の親族の介護や看護 に常時あたっていること	① 診断書（証明日から <u>6か月</u> 以内のもの）（*㊦）又は 介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ② 介護・看護状況申告書（*㊦）
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その 他の災害復旧にあたっ ていること	り災証明書 など
⑥ 就学	保護者が就学又は職業訓 練（月64時間以上）を 受けていること*㊧ ※休憩時間は含まない	① 在学証明書 ② カリキュラム表
⑦ 求職活動 （1か月間）	求職活動（起業準備を含 む）を行っていること	1か月以内に求職活動状況報告書、次の認定に必要な書類 ※必ず1か月以内に就労を開始してください。

*㊦ 市所定の様式があります。様式は各認定こども園及び保育課にあり、我孫子市のホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」からも印刷できます。

*㊧ 学校教育法に規定された学校（学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設）等又は職業訓練校における職業訓練に限ります。

《注意事項》

- ・ 2号認定を申請する場合は対象者がそれぞれ該当する事由の必要書類を提出する必要があります。
- ・ 就労先から受け取った就労証明書の内容は、必ず保護者自身で記載内容をご確認ください。
- ・ 自営業の方は、開業していることがわかるパンフレットやチラシ等と事業が継続していることがわかるものがあれば添付してください。
- ・ 2号認定の新規入園は、入園前月の20日まで（土・日・祝日の場合は、前平日）に施設を通して申請書類を保育課に提出（必着）し、翌月1日入園となります。
20日までに書類が間に合わなかった場合は、翌月は1号での認定となり、預かり保育の利用を希望する場合は、施設等利用給付での保育認定（新2号）での利用が可能です。
（※別途、施設等利用給付認定の申請が必要です。）
2号認定への変更は入園翌月以降となります。

(2) 保育の必要量

2号認定を受けた場合は、保育を必要とする事由により「保育の必要量」を認定します。

保育の必要量	利用できる時間
保育短時間	8:30~16:30(※)のうち最長8時間
保育標準時間	上記の時間を超えて最長11時間



(※) 園により設定時間が異なる場合があります。

上記は最大利用可能時間となります。認定の必要量を超える保育の利用があった場合、別途料金がかかることがあります。保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用となります。

(3) 事由ごとの認定期間

事 由	認定期間	保育の必要量
① 就 労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間 ※認定後に申請時と状況が変わった場合（退職や転職など）は、9ページ以降を参照し手続きをしてください。	就労時間と通勤時間により認定
② 妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※ 双子以上の場合は、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※ 実際の出産日によって、期間が変更になります。 ※ 妊娠・出産の事由で2号認定を開始した方は、産後の認定期間終了後は1号認定になります。	保育標準時間 ※申請により保育短時間認定も可能
③ 疾病・障害	療養が必要な期間	保育短時間
④ 介護・看護	介護・看護が必要な期間	介護・看護を要する時間により認定
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
⑥ 就学	卒業又は修了予定まで	授業時間と通学時間により認定
⑦ 求職活動等	1か月間 (起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間) ※求職活動での認定は1年に1度までです。	保育短時間
育児休業	新規入園時に、育児休業事由での2号認定はできません。 また、妊娠・出産の事由で認定を開始した方は、その後に育児休業への認定変更はできません。	保育短時間

※ 認定期間満了前に次の認定申請書類が提出されなかった場合は、認定満了日翌日以降の認定を1号認定に市の職権で変更します。認定期間中でも家庭保育が可能となった場合は2号認定が取り消しとなります。

認定が変わる場合は必ず認定申請書類をご提出ください。

3 副食費の免除について

保護者が実費負担する給食費のうち主食（お米、麺、パン等）以外の副食（おかず等）の食材費である「副食費」について、免除するものです。



(1) 対象者 《認定区分によって基準が異なります》

以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯及び園児

① 市区町村民税所得割額世帯合算額が以下の基準に該当する世帯

・1号認定:77,101 円未満

・2号認定:57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）

※ 平成 30 年度分から、指定都市の市民税の税率が 6%から 8%に変更されましたが、保育料決定及び副食費免除の判定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。

② 第3子以降の園児

※ 就学前児童は、保育園、認定こども園、幼稚園、児童発達支援施設等を同時に利用する子どものみカウント

・1 号認定:小学校 3 年生までの一番上の子を第 1 子と数える

・2 号認定:小学校就学前の一番上の子を第 1 子と数える

対象者の判定に、特別な手続きは必要ありません(※)。対象期間ごとに市で対象者を判定し、**対象者のみに**通知します。新規入園の際は、支給認定証を送付する際に併せて通知いたします。

(※) 令和 7 年 1 月 1 日、又は令和 8 年 1 月 1 日時点で我孫子市に住民票がない場合は、我孫子市で市区町村民税の確認ができませんので、住民票があった市区町村発行の課税証明書が必要です。**父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料**、及び本人確認ができる資料（運転免許証など）を保育課窓口にお持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要となります。

詳細は 8 ページ **【表 1-2】該当する場合のみ必要となる書類（対象者：全員）**をご確認ください。

(2) 対象期間ごとの課税の参照年度及び通知時期

対象期間によって算定根拠となる課税の参照年度が異なります。

対象期間 (令和 8 年度)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
算定の根拠	令和 7 年度市区町村民税（所得割額） （令和 6 年中の所得に基づく）					令和 8 年度市区町村民税（所得割額） （令和 7 年中の所得に基づく）						
通知時期	令和 8 年 3 月					令和 8 年 8 月						

(3) 申告・税更正への対応について

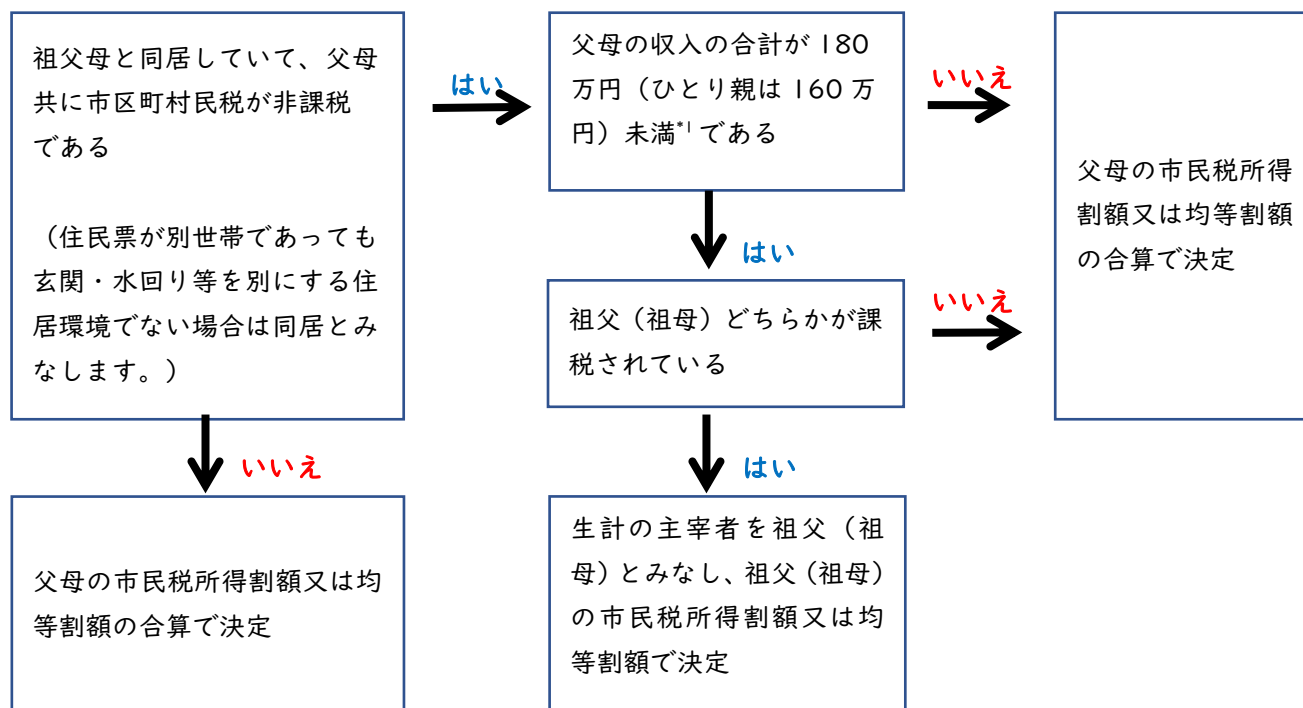
未申告の方が申告、もしくは修正申告等により対象税額が更正された場合は、我孫子市保育課へお申出ください。我孫子市保育課が更正を確認した日の翌月から更正後の額を適用します。

(4) 免除判定を行う市区町村民税課税額の算定の範囲について

課税額の算定を行う際は、原則父母の市区町村民税額の合算額で算定を行います。

ただし、「祖父母と同居している」方で

「父母とも（ひとり親の場合父又は母）非課税」の場合は、
下記の条件により祖父又は祖母の課税額で算定します。



*1 提出された書類で収入がわからない場合は、収入のわかる書類を求めることがあります。また、父母の収入額が不明な場合は、祖父（祖母）の市民税所得割額又は均等割額で決定をします。



4 入園手続きの流れについて

認定こども園（幼稚園型）へ入園される場合は、以下の流れで手続きを行います。
（園によって、実際の流れと異なる場合があります）

※ 申請書類については、8ページ「5 教育・保育給付認定の申請書類について」を参照してください。

①入園を希望する認定こども園へ入園願書を提出します。入園願書は園よりお受け取りください。

②園で入園面接等を行い、入園が内定します。

③子どものための教育・保育給付認定の申請を行います。定められた期日までに申請書類を認定こども園に提出してください。

※ 2号認定を希望する場合、入園前月20日（土・日・祝日の場合は前平日）までに園を通して保育課への提出が必要です。

※認定申請手続きはお住まいの市区町村ごとに異なりますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

④提出された認定申請書類が市に届きましたら、市が認定審査・認定決定を行います。
認定決定後、市より保護者あてに「支給認定証」等を送付します。

⑤園の利用を開始します。1号認定で預かり保育を利用される方は、事前に利用方法や料金等を園にご確認ください。

※ 認定決定後に、認定区分や事由の変更等をされる場合は、再度申請書類の提出が必要です。



市外の認定こども園の保育認定を希望される場合は、提出する書類・提出期限等が異なります。必ず別紙「市外の認定こども園において保育認定を希望する方へ」を参照のうえ、お手続きを行ってください。

5 教育・保育給付認定の申請書類について

申請する認定区分、家庭の状況等により必要な申請書類が異なります。

認定区分ごとに必要な申請書類は以下のとおりです。

必要書類をご記入のうえ、園が指定する日までに入園する園に提出してください。

※市外の認定こども園（2号認定）の申請書類については、我孫子市にお問い合わせください。

【表 1-1】認定に必要な申請書類

認定区分	認定に必要な申請書類
1号	① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 ② 家庭状況調査票（我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園用） ③ 重要事項確認及び同意書【幼稚園・我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園 認定用】 ④ 【表 1-2】に該当する場合のみ必要となる書類
2号	① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 ② 家庭状況調査票（我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園用） ③ 重要事項確認及び同意書【幼稚園・我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園 認定用】 ④ 保育の必要性を証明する書類（父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母） 【3ページ（1）保育を必要とする事由】 ⑤ 【表 1-2】に該当する場合のみ必要となる書類 ⑥ 【表 1-3】に該当する場合のみ必要となる書類

※【表 1-2】、【表 1-3】において、対象者であり家庭の状況に合致するものがあれば、対応する必要書類をすべて提出する必要があります。

【表 1-2】該当する場合のみ必要となる書類（対象者：全員）

家庭の状況	必 要 書 類
ひとり親家庭の場合 （住民票上、かつ居住実態も別である事）	戸籍謄本又は離婚届受理証明書 離婚調停中であれば、事件係属証明書又は呼出状等の写し （証明日から <u>6 か月</u> 以内のもの）
令和7年（8年）1月1日に我孫子市外に住民登録がある場合（※1）	令和7年度（8年度）市区町村民税課税証明書（※2） （収入・所得割額・扶養の有無が確認できるもの）
令和6年中（7年中）海外に住み、収入があった場合	①勤務先発行の海外での収入・所得証明書 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書（払込証明書）（※2）
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書 （証明日から <u>6 か月</u> 以内のもの）
二世帯住宅に住んでいる方（住む予定の方）で別世帯として申請する場合	世帯状況申立書（二世帯住宅）

※1 父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料、及び本人確認ができる資料（運転免許証など）を保育課窓口にお持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要です。

◎マイナンバーがわかる資料（次のどちらか1点）

①マイナンバーカード

②個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

*②の場合は本人確認資料として、窓口にお越しいただく方の顔写真、氏名、生年月日が記載されている証明書（運転免許証、パスポート、外国籍の方は在留カード等）も併せてお持ちください。

※2 5ページ 「3 副食費の免除について」において、ご家庭で免除対象外又は判定不要と判断する場合はこれらの書類の提出は不要となります。その代わりに、免除判定は不要である旨の同意書をご提出ください。
（満3歳児で2号認定を申請される場合は、認定判定のために必要ですので必ずご提出ください。）

【表 1-3】該当する場合のみ必要となる書類（対象者・2号認定申請世帯）

家庭の状況	必要書類
①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している場合	該当する手帳の写し
①特別児童扶養手当の受給対象児童、②障害基礎年金の受給者が同居している場合	該当する受給証明書の写し
外国籍の方	保護者の在留カードの写し（表と裏）

<申請書類について>

認定申請書等の必要書類は、保育課で入手いただくか、我孫子市のホームページ「幼稚園型認定こども園・市外認定こども園の書式ダウンロード」から印刷できます。

書式のダウンロードはこちら



6 認定の変更について

入園後、保護者の状況に客観的な変化（就労状況の変化等）があり、教育・保育給付認定を変更する必要がある場合は、認定の変更が可能です。

その場合、在籍する認定こども園に認定変更を希望する旨を伝え、変更に必要な書類をご提出ください。提出日以降の認定変更が可能です。ただし、不足書類等があり、その提出が認定申請書の提出日から4週間以上経過した場合は、認定開始日は不足書類が提出された日となります。

※提出書類等の詳細は

10ページ 「8 こんなときは手続きをしてください」をご確認ください。



7 支給認定証について

市は、保護者からの申請に基づき、子どもの年齢や保護者の就労形態により、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を行い、「子どものための教育・保育給付支給認定証」を交付します。認定区分、認定期間が記載されていますので、ご家庭で大切に保管してください。

※ 4月入園については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、支給認定証及び利用者負担額決定通知は3月下旬までに送付します。

8 こんなときは手続きをしてください

認定申請・認定時から、申請内容に変更がある場合や変更を希望する場合は、変更に関する申請、又は変更の届出が必要です。

以下の表をご確認いただき、変更の2週間前までには申請手続きを行うようにしてください。提出書類は、通園している認定こども園へご提出ください。

※1号認定から2号認定への変更や保育の必要性の事由を変更する場合、認定申請書及び保育の必要性を証明する書類等を認定こども園に提出した日以降、変更後の認定が可能となります。

認定区分、保育の必要量又は認定期間の変更が生じる場合は、内容変更届ではなく、子どものための教育・保育給付認定申請書の提出が必要です。

認定区分	変更内容	提出書類			留意事項
		内容変更届	認定申請書	その他	
全認定区分共通	市内転居	○			
	市外への転出 (在籍園は変わらない場合) ※市外へ転出した場合、我孫子市での認定は取消となり、新たに転出先の市区町村へ認定申請を行う必要があります。	○			転出先の市区町村で1号認定の申請が必要です。 保育を希望される方は、別紙「 転出後も引き続き在籍園で保育を希望される方へ 」をご参照ください。
	退園	○ ※			次に入園する施設が決まっている場合は、施設名、入園日を内容変更届にご記入ください。 ※幼保連携型認定こども園を利用している場合は、「保育園退園届」をご提出ください。
	世帯構成の変更 (結婚、離婚等)	○		◎	離婚の場合は戸籍謄本(写し可)
	連絡先の変更	○			
	確定申告等により課税状況が変更となった場合				課税状況が変更となった旨を保育課にご連絡ください。翌月以降の副食費免除対象について再判定をします。
	その他	○		◎	変更内容を証明する書類

認定区分	変更内容		提出書類			留意事項
			内容 変更届	認定 申請書	その他	
1号認定	2号認定へ認定変更する (保育の必要性を証明する書類を提出する必要があります。3、4ページ参照。)			○	8ページ 5【表1-1】 2号認定に必要な申請書類参照	【表1-1】②、⑤は提出済みであれば不要です。
2号認定	産前・産後休暇に入る			○	母子健康手帳の写し(3ページ参照)	
	転職する	保育の必要量が 変わらない場合	○		① 退職日を証明する書類 (就労証明書等)	
		保育の必要量が 変わる場合		○	② 転職先の就労証明書	
	就労中の条件が変わる (時間・場所等)	保育の必要量が 変わらない場合	○		変更後の就労証明書	
		保育の必要量が 変わる場合		○		
	65歳未満の祖父母と同居する	同居する祖父母が就労している	○		祖父母の就労証明書	
		同居する祖父母が就労していない		○		保育を必要とする要件に欠けるため、1号認定への変更が必要です。
	退職する	退職後1号認定に変更する		○	退職日を証明する書類 (就労証明書等)	1号認定への認定申請が必要です。
		退職後すぐに求職活動をする		○	退職日を証明する書類 (就労証明書等)	求職活動による認定申請後、求職活動での書類提出が必要となります。 3ページ表⑦を参照してください。

※変更する認定期間が有期の場合は、認定満了期日を確認のうえ、満了日前に必ず次の認定申請書類をご提出ください。



9 よくある質問

Q1 1号認定と2号認定とで利用時間は違いますか？

A 違います。

1号認定の子どもは、「教育標準時間」（1日4～5時間が標準）、2号認定の子どもは、保育を必要とする事由や状況により、「保育短時間」（1日8時間まで保育を利用）、「保育標準時間」（1日11時間まで保育を利用）となります。

※ ただし、利用できる時間は、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。

Q2 1号認定でも預かり保育を利用できますか？

A ご利用いただけます。

実施時間や利用料については、我孫子市ホームページ「我孫子市内認定こども園一覧」に掲載しています。ご利用の詳細については、各園にお問い合わせください。

Q3 1号認定で入園していますが就労が決まったので月の途中で認定の変更はできますか？

A 可能です。

認定申請書及び保育の必要性を証明する書類等を提出した日から認定の変更が可能となります。ただし、書類に不備があると、認定できない場合もありますのでご注意ください。

※ 同様に、就労等の事由で2号認定の方が月の途中で2号認定の事由がなくなった場合、事由がなくなった翌日から認定変更となります。認定変更（出産、就職・求職の予定等）がある場合は、早めに園にご相談ください。



Q4 市外の認定こども園は利用できますか？

A ご利用いただけます。

1号認定をご希望の場合は、市内園を利用するときと同様の書類をご希望の認定こども園へ提出してください。

2号認定をご希望の場合は、我孫子市を介して該当の市区町村への申込み（管外協議）が必要となりますので、我孫子市へお問い合わせください。

Q5 証明書等に有効期限はありますか？

A あります。

保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）は、記載された内容に変更がない場合に限り、証明日から6か月以内は有効です。申込時点で証明日から6か月過ぎている場合は証明書として取り扱えません。

Q6 求職活動で2号認定申請をする場合、何を添付すればいいですか？

A 求職活動をする方以外全員の「保育の必要性を証明する書類」が必要です。

求職活動をする方については、申請時の添付書類は不要です。求職活動での2号認定開始後、原則1カ月以内に「求職活動報告書」、「就労証明書」、求職活動後の「認定申請書」を提出してください。

Q7 育児休業中に1号認定で4月入園しました。4月20日から育児休業での2号認定に認定変更できますか？

A できません。

保護者の状況に客観的な変化がある（あった）場合は認定変更することができます。お問い合わせのケースでは、保護者の状況に変化はないため、認定変更の対象とはなりません。

Q8 配偶者が就労を開始するため、2号認定へ変更したいと思っています。下の子は1歳で保育園等どこにも所属していませんが、就労する時は近隣に住む祖父母に預かってもらう予定です。認定変更は可能でしょうか？

A 状況によります。

在園児が下のお子さんと同じく、教育時間終了後、祖父母に預かってもらえるようであれば、保育を必要とする事由には該当しないため、2号認定対象ではありません。しかし、何らかの事情で在園児は祖父母に預かってもらえないということであれば、保育を必要とする事由に該当する可能性がありますので、その状況を記入した申立書を提出することにより、認定変更の申請をすることができます。

Q9 10月1日に育児休業から復職するため、2号認定に認定変更をしたいと考えています。下の子は9月からならし保育で保育園に入園するので、2号認定開始希望日は下の子の入園日で良いですか？

A いいえ。

認定はあくまでも復職日からになります。

